

## 運用保守業務の想定

公営企業会計システムの運用保守の内容は下記のとおりとする。

### 1 運用保守範囲

- (1) 各システム及びその連携の障害対応
- (2) 障害時の問合せ対応
- (3) 運用主管課(総務課・営業課・浄水課・水道管路課・下水道施設課・下水道整備課)からの運用上の問合せ対応(必要に応じてシステムの現況報告を行うこと)
- (4) 各システムの障害や動作不良の申告があった際の復旧対応
- (5) システム構成変更作業、その他本市からの作業依頼への対応  
(大幅な変更作業については別費用とする)
- (6) 必要に応じ各イベントへの立会い
  - ア 公営企業会計に係るもの  
予算編成準備、配当、決算、年度切替処理等
  - イ 電子決裁に係るもの  
人事異動処理、年度切替処理等
  - ウ その他システムの年次処理等に係るもの
- (7) データバックアップの実施及び管理

### 2 システム利用時間

午前7時から午後11:30分まで 365日  
(一括処理、保守点検等により随時停止)

### 3 保守対応時間

土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く平日  
原則、午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 その他

- (1) 保守作業は、リモートでの保守を可能とする。ただし、リモート作業用環境はセキュリティが確保された環境であること。
- (2) システムへの変更が加えられる場合など、システム運用への影響が想定される事項については、本市へ適宜報告すること。